

○ 委員長報告

1 2 月定例本会議で報告された文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

平成 2 6 年 1 2 月定例会

文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第 1 点は、道德教育の充実についてであります。

このことについて一部の委員から、人間の根幹に関わる大切な教育である道德教育について、本県小中学校の実態はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、道德教育の取組みは、授業時数の確保、学校や教師による指導の格差の 2 点が全国的な問題点として挙げられているが、本県では、全ての小中学校において、年間の標準時数を上回る 36 時間を確保しており、教員研修を充実させ、指導力の向上を図るとともに、本県独自の教材である「愛ある愛媛の道德」を作成し、地域の偉人から学ぶ学習も行うなど、全国的にも質が高いと認識している旨の答弁がありました。

なお、このことに関連して一部の委員から、子どもたちが規律を守りながら、個性を發揮できるような道德教育の推進に努めてほしい旨の要望がありました。

第 2 点は、愛顔のえひめ特別支援学校技能検定についてであります。

このことについて一部の委員から、障害のある人の社会参加を促進するため、制度の一層の充実を図るべきと考えるが、今後の取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、去る 8 月 1 日に県武道館で開催した第 1 回の検定では、清掃、接客、販売実務の 3 サービス部門 6 種目に延べ 73 名の参加があり、各業界の実務者による審査結果をもとに、県教委が 1 級から 10 級の認定を行ったところであり、そのうち 1 級に認定された 12 名は、業界の専門家からも現場で十分通用する作業技能を習得しているとの評価を得た。

第 2 回は、清掃サービス部門に、掃除機と事務所清掃の 2 種目を新たに加え、12 月 25 日に開催することとしており、関係企業団体や労働・福祉関係機関等を通じて、検定の趣旨や内容を広く周知し、企業等の雇用意欲を喚起するとともに、今後も県内の雇用情勢や生徒の進路希望に応じた検定種目や内容を検討し、生徒の一般就労の可能性を広げたい旨の答弁がありました。

第 3 点は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、取り締まる立場の県警の所見はどうか。また、条例制定後は積極的に活用し、県内で危険ドラッグに関する事件が起きないように努めてほしいがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、当条例は危険ドラッグをはじめとする薬物の濫用による危険から県民の健康や安全を守り、県民が安心して暮らすことができる社会の実現という行政目的を達成するために制定されるものと認識している。

条例は取締りに主眼を置いたものではないものの、警察に単独の立入権限、調査権限が付与されることに意義があり、これまでは、県薬務衛生課や厚生労働省麻薬取締部に同行していたが、単独で立入できるようになることは、違法な販売業者に脅威を与え、抑止効果につながると考えており、積極的に活用して県内に危険ドラッグが根付かないように努めたい旨の答弁がありました。

なお、このことに関連して一部の委員から、条例制定後の的確な運用に向けて、現場警察官に対する教養をしてほしい旨の要望がありました。

このほか、

- ・大学進学における格差
- ・児童生徒の体力向上
- ・自転車による交通事故の現状と対策
- ・機動隊の対応能力と庁舎の移転整備

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。